

茨木市患者等搬送事業の指導及び認定に関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、民間による患者等搬送事業者に対し、搬送途上における患者等の容態急変時の対応、消防機関との連携体制の確保及び消毒などの感染防止対策等について、必要な指導を行うとともに一定の基準に適合する患者等搬送事業の認定を行うことにより、利用者の安全及び利便の確保を図ろうとするものである。

(指導及び認定)

第2 患者等搬送事業者に対する指導及び認定等に係る事務処理に関し必要な事項については、患者等搬送事業指導基準等の作成に伴う大阪府下統一の申し合わせ事項（平成2年4月11日大阪府下消防長会決定）に基づくものとする。

(委任)

第3 この要綱の実施について必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月26日から実施する。